

雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書				連 結 事 業 年 度	結 業 年 度	法人名	()	
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	基 準 雇 用 者 数 の 計 算	適用年度に係る連結親法人 事業年度終了の日にお ける雇用者の数	1	人	各 連 結 法 人 の 合 計	適用年度に係る連結親法人 事業年度開始の日の前日 における雇用者の数の合計 (各連結法人の(2)の合計)	8	
		適用年度に係る連結親法人 事業年度開始の日の前日 における雇用者の数	2				基準雇用者数の合計 (各連結法人の(3)の合計) - (各連結法人の(4)の合計) (マイナスの場合は0)	9
		(1) ≥ (2)の場合 (1) - (2)	3				基準雇用者割合 $\frac{(9)}{(8)}$	10
		(1) < (2)の場合 (2) - (1)	4				調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二 (二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	11
	給 与 等 支 給 額	給 与 等 支 給 額	給与等支給額	5	円	の 計 算	給与等支給額の合計額 (各連結法人の(5)の合計)	12
			比較給与等支給額 (24)	6			比較給与等支給額の合計額 (各連結法人の(6)の合計)	13
			当期控除額の個別帰属額 $(18) \times \frac{(3)}{\text{各連結法人の(3)の合計}}$	7			税額控除限度額 (20万円 × (9)) (12 < 13の場合は0)	14
							当期税額基準額 $(11) \times \frac{10 \text{又は} 20}{100}$	15
	調 整 対 象 年 度	調 整 対 象 年 度	平	・	円	の 計 算	当期税額控除可能額 (14)と(15)のうち少ない金額)	16
			平	・			調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十七)「44の②」)	17
			平	・			法人税額の特別控除額 (16) - (17)	18
			平	・				
	比較給与等支給額の計算							
	連結事業年度又は事業年度		給与等支給額			$\frac{\text{適用年度の月数}}{\text{(19)の連結事業年度又は事業年度の月数}}$	改定給与等支給額 (20) × (21)	
	19		20			21	22	
	調 整 対 象 年 度	調 整 対 象 年 度	平	・	円	の 計 算	調整前連結税額超過構成額	
			平	・			法人税額の特別控除額	
			平	・				
平			・					
計								
適用年度前1年以内連結事業年度等における給与等の支給額 (22)の計) ÷ (調整対象年度数)					23		円	
比較給与等支給額 $(23) + ((23) \times (10) \times \frac{30}{100})$					24			

別表六の二（十四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の2第1項（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

- 2 措置法第68条の15の2第1項に規定する適用年度に係る同項に規定する連結親法人事業年度開始の日の前日における同条第2項第1号に規定する雇用者の数の合計が零である場合には、 $\frac{\text{基準雇用者割合}}{(8)}$ 10 は、記載を要しません。

この場合には、「比較給与等支給額²⁴は、 $(23) + (23) \times (10) \times \frac{30}{100}$ 」

「 $(23) + (23) \times (10) \times \frac{30}{100}$ 」とあるのを、「 $(23) + (23) \times \frac{30}{100}$ 」として計算した金額を記載します。

- 3 「当期税額基準額¹⁵は、その適用を受ける連結 $(11) \times \frac{10 \text{又は} 20}{100}$ 」

法人に係る連結親法人が中小連結親法人（措置法第68条の9第6項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）に規定する中小連結親法人をいいます。）である場合には、「10又は」を消し、その他の場合には「又は20」を消します。